

平成29年度 東京都税制調査会
第5回小委員会 議事録

日 時 平成29年10月5日(木) 午前10時00分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成29年度 東京都税制調査会第5回小委員会

平成29年10月5日(木) 10:00~11:40
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【百澤税制調査担当課長】 本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第5回小委員会次第」、「座席表」でございます。

その右側ですが、「平成29年度東京都税制調査会答申(案)」でございます。

さらにその右側は、参考資料でございます。

それでは、この後の進行は、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、平成29年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

本日は、まず、平成29年度東京都税制調査会答申(案)について御審議をいただきます。第4回小委員会でもいただきました御意見を踏まえて、答申の案文を修正いたしましたので、修正箇所を中心に御審議いただきたいと思います。

それでは、初めに事務局から、「I 税制改革の視点」について、修正箇所の説明をお願いします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、資料「平成29年度東京都税制調査会答申(案)」をごらんください。

前回の小委員会で答申(案)について委員の皆様の御意見をいただきまして、修正した部分を中心に御説明してまいります。変更箇所には網かけを付してございます。また、巻末には参考資料も追加してございます。

まず、「I 税制改革の視点」でございます。

4ページをお開きください。

1つ目のポツですけれども、事業税を所得課税に入れるべきではないのではないかとの御意見を受けまして、括弧内の記述を削除しております。

続きまして、9ページをごらんください。

3つ目のポツでは、税がそのまま自分の生活に還ってくるという誤解を受ける恐れがあるとの意見を受けまして、「自らの生活」という記述を「地域社会すなわち自分たちの生活」に修正しております。

この部分の説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 それでは、ただいまの説明について皆様から御意見をいただきたいと思います。

あるいは前回、御欠席だった委員の皆様はどうでしょうか。修正箇所だけに限らず、もし何か追加的に御意見があれば、それも承りたいと思います。

【金井委員】 前回欠席してすみませんでした。

今の4ページのところなのですが、文章がわかりにくいのは、1つ目の段落で「所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税することが望ましい」と説明があるので、簡単に言うともそもそも支出という表現でいいのかどうか私にはわかりませんが、課税ポイントでバランスよく課税することが望ましいのであれば、この課税ポイントと後の説明がどのように関係しているのかという話がないと、段落がつながらないかなということが気になります。

というのは、所得課税と資産課税、フローの話とストックの話が出ていると思うのですが、これはこれで1つあると思いますが、これも前段と整合していないような気がするので、論理的につながるようなわかりや

すい説明にしていなければなという感想を持ちました。

【諸富小委員長】 ストックとフローはどこのことですか。

【金井委員】 所得課税と資産課税の話は、生産、分配、支出と関連しているという意味なのか。例えば資産課税というのは何を意味しているのか。課税ポイントとの関係です。要は話がつながるようにしていればと。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ここは会長からお答えはありますか。

【池上会長】 所得循環の生産、分配、支出というのは、どちらかという次のポツで言うと所得課税、消費課税と呼ばれるところにかかわっています。資産課税というストックに課税する部分については、生産、分配、支出とは少し違っている、ずれているところがあると思いますので、3ページの下から4ページの上にかけてのポツについては、所得課税、消費課税に関するもので、その次のものは資産課税も含めてということで、確かに直接2つがつながっているわけではないというのはそのとおりです。つまり資産課税がつけ加わっているという形になっています。

ただし、今回は特に固定資産税も随分論じたところがあるので、こういう表現をとったということです。

【諸富小委員長】 検討させていただいて、整理をさせていただきます。

吉村委員がいらっしゃったので、ちょっと今、始めているのですが、前回、御欠席だったと思いますので、今、修正点の反映について事務局から御説明いただいて、そこを中心ということなのですが、前回、御欠席された委員についてはそこに限らず、今回新たに御意見をいただければと思っております。よろしく願います。

もし何かございましたら、最初の冒頭の部分を今、議論しています。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 前回の議論にはなっていなかったかもしれないのですが、6ページ目の最初のポツのところなのですが、書かれていることは全くそのとおりだと思うのですが、これを言われたらどうせ支えられないではないかという結論にしかならないような気がします。将来に向けて、暗いことを言ってもいいと思いますが、肩車とか、騎馬戦とか、そういう支える側、支えられる側というロジックを立てている限り、出口がないということを認めているような記述なのです。個人で書く文章はいいと思うのですが、ガバメントとしてこういうことを言って大丈夫なのか。これは重量挙げで重量を支えられないからみんな潰れるということを行っているだけですね。本当にこれで大丈夫なのか。あえてこういう大胆な表現を残すのは私の趣味には合いますが、審議会としては本当に大丈夫なのかという気はします。支える側・支えられる側という、こういう考え方自体を改めないが無理なのではないかという気はします。

【諸富小委員長】 ここはほかの委員の方々も御意見があればいただきたいと思います。なかなかこれは人口動態が当然移民とか、出生率が大幅に上昇することがない限り、こういう将来が来ることはほぼ確実に見えているので、そういう意味で事実認識としてこういう認識を持った上で対応することは必要だという共通の認識をつくるための文章ではないかと思いますが、出口を求めているわけではないのですが、出口はなかなか難しいということも含めてこうなりますよと。言わなくてもわかっているということかもしれないのですが、あえて重量挙げ型というのも含めてこういう社会に将来なっていくことがほぼ見えている。それを我々がどういふふうに対応していくのかという点で、共通認識を持っておかないといけないということで、あえて書かれている文章だと私は認識していますが、あえてここは私は残してもいいのではないかと個人的に思っているのですが、もしほかの方々でほかの表現があり得るとか、御意見がございましたらいただきたいと思います。

【金井委員】 客観認識としてはそのとおりだと思うのですが、これまで以上に強い力で支えるという

ふうと言われてしまったら、無理ではないかと。全世代型社会保障というのはずっと宮本先生とか前からおっしゃっていますね。だから支え合うとか、相互に支えるという話にするという点からも言ってきているわけですね。最近、首相も採用するようになりましてけれども、それがいいのかどうかはともかくとして。ところが、原案の文章は、少なくとも今までの視点を前提にすればそのとおりです。生産年齢人口と従属人口という考え方に立ってみればおっしゃるとおりです。自らの重みで潰れるという客観認識を示すだけで本当に大丈夫なのかなど。だから日本社会は潰れるんだ、しょうがないんだという議論ならそれでいいのですが。

【諸富小委員長】 これはもともとあれですか。宮本委員のご出席回における自説展開の中での文脈から出てきた表現でしたね。

【波戸税制調査課長】 はい、そのとおりでございます。

【金井委員】 宮本先生は、むしろそれではだめだから全世代型にしようと言ったのではないかという気がするのです。

【諸富小委員長】 となると、肩車型になって若い世代あるいは現役世代だけが支えるという表現ではなくて、相互に全世代がお互いに支え合うという表現に変えたほうがいいのではないかと。

【金井委員】 そうでないとなりません。それで本当なのかと言われたら疑問がありますけれども、少なくとも、重量挙げだと展望がないですよ。

【高端委員】 恐らく『重量挙げ型社会』の到来であり、の後のくだりを直せばいいと思うのです。現役世代イコール支える側、高齢世代イコール支えられる側という考え方ではいけないということがポイントなのですが、求められるシステムの改革はこの1、2行で具体的に表現できるほど単純な話ではないと思うのです。なので、旧来のそういう考え方を脱却して、社会経済システムの再構築を図ることが急務だ、というような一般的な表現以上には踏み込めないのかなという気がします。

このくだりは、恐らく単に財政の負担と受益にとどまらない、社会システムのありようについての話だと思うのです。次のポツで「一方で」というふうに財政の話に転じていることも踏まえれば、前のところではある程度曖昧な形になってしまうけれども、従来型の構造を変えなければいけないという全体的なシステム論を一般的に述べるというのが、妥当なのかという気がいたします。

【諸富小委員長】 正確な宮本委員の御発言をお願いします。

【波戸税制調査課長】 宮本委員の御発言を読み上げさせていただきます。

「今、高齢世代は認知症で、単身化で、低所得、低年金。若い世代は非正規で職業訓練の対象にすらならない。女性はどんどん仕事をやめてしまう。こういう中でスポーツで言うならば肩車ではなく、自分の体重の2倍も3倍もの荷を負わなければならない、いわば重量挙げでございます。重量挙げ社会、特に東京が重量挙げ社会になっていくとするならば、それを保育を単なるハコモノと考えるのではなく、より強い力で高齢社会を支えていけるような就学前教育の質がなおのこと問われてくる」といった部分になります。

【諸富小委員長】 割とストレートにそこをまとめるとこういう表現になるわけですね。「高齢者を支える」という表現をしているわけではなくて、「高齢社会を支える」と言っているのですね。

【波戸税制調査課長】 「高齢社会を支えていけるような就学前教育の質がなおのこと問われてくる」という言い方を、このときはおっしゃってありました。

【諸富小委員長】 そういうことで言うと、金井委員のおっしゃった点、ストレートに高齢世代が高齢者を支えると言っているわけでは必ずしもないのですけれども、あえて敷衍するならば、そういう全世代型でお互いを支えるという表現を入れるというのは1つの案ですし、高端委員も強調されたように、これは金井委員も強調されたのですが、従来型の現役が高齢を支えるという考え方からいわば脱却するか、従来型の構造を変えなければいけない。一方が一方を支えるという仕組みあるいは考え方を変えていく必要がある、あるいはそこから脱却

する必要がある的な文章を1文ほど補うかどうかという気がいたしました。議事録をお聞きする限り、かなり正確に宮本委員のお考えを要約していただいているのかなと思いました。

会長から何かございますか。

【池上会長】 これについては今、金井委員、高端委員、諸富小委員長から御意見をいただきましたので、それを含めて文章を検討させていただきます。

【諸富小委員長】 ということで、この点はよろしいですかね。

ではほかの点も含めていかがでしょうか。どうぞ。

【保井委員】 私も前回、お休みしてしまって申しわけありません。

絶対修正いただきたいわけではないのですけれども、今回修正いただいたうち9ページの、私もこのページは若干気になっています。納得して納めていただくということが、まさに自分に税負担に見合うサービスが戻ってこないと納得しないみたいに読めてしまうのが、少し気になっていましたが、そこは直していただいて随分よくなって、「自らの生活」ではなく「地域社会すなわち自分たちの」となったのですけれども、まだ足りない。「自分が構成員である地域社会にきちんと使われている」というような表現にしたほうが良いと思います。今でも、括弧書きで生活に還ってきているのかというのは上の要約のところ、本文にもあるのですけれども、これはどこからとられたかわからないのですが、非常に曖昧に自分の生活なのか、自分を含む都民や国民の生活なのかというのがよくわからないのです。だからそこをはっきりするのであれば、前のところに去年の委託調査であれば租税に関する国民意識ということなので、国民の生活ということでしょうし、都民であれば都民の生活、あるいはもう少しぼやかせば市民生活とか地域生活とか、自分に返ってこないと納税者の信頼は高まらないんだという書き方をこちらからしてしまうというのは避けたほうが良いような気がするので、もうひと押し、今の修正した部分だけで言えば「自分たち」というよりは、「自分たちが構成する地域社会」ぐらいにしたらどうかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ここは個人としての還元感を感じるという表現は避けたほうがよいのではないかと。支出、負担と給付という1対1の対応に納得しないと、納税の納得感が生まれえないんだという表現になってしまうと、それはかなり誤解を生じるという。

【保井委員】 そうです。よくよく読んでみると調査で中間層の痛税感が大きいので、主に中間層に向けてのメッセージだと思うのですけれども、そこをしっかりと読めないとみんなが自分に返ってこないと税金を払うことに納得しない、そうだと読むので、気になったのは生活に還ってきているのかという、ここは生活だけでいいのかなというところと、誰の生活かというのを書かなくていいのかなということと、今回の修正いただいた「地域社会すなわち自分たち」ということでの表現でいいだろうかというのが、少し具体的に言えば気になるところです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。確かにそうなのですけれども、今までなかなか個人の納得感、日本人はいろいろアンケートしても納税に対して拒否感が強いというのはよく言われていることで、特に最近の議論の中でこれまで財政の支出の中身も変わってきました。かつては公共事業が非常に大きかったのですけれども、つまり自分たちが払っている税金が必ずしも自分たちの生活に戻ってきていない。それに対してよくスウェーデンなんかが対比されて、社会保障支出を通じて実際なぜ25%という消費税率を受け入れているかという、それは返ってくるからだという説明がよくなされて、日本も結局、社会保障の支出がかなり財政を占めるようになってきた社会において、1対1対応はしていないのですけれども、払ったものが返ってくる。それは直接返ってくるという年金のような形で、直接給付が行われるケースと、もう少し施設なんかを通じて協働社会に対するインフラの整備

を通じて返ってくるケースと両方あるので、保井委員御指摘のように1対1対応では必ずしも確かにはないのですが、直接、間接含めて納税者一人一人が確かに自分たちが払ったものが受益として実感できるということが多分、納税意識の前提にないと、なかなか日本の現在の人々の税に対する意識が変わっていかないだろうというのが底流にはあるのでしょうか。でも、確かに1対1対応ではないので、表現を御提案いただいた形にすることによって、もう少し1対1対応であるという部分の誤解を解きながら、今お話をしたような関係性を構築していくことが大事だというメッセージ。特に御指摘のように中間層に対するメッセージを発することができるかどうか。それでいけるということであれば保井委員の御提案いただいた修正を施していくというのも1つの考え方だと思いますが、ほかの委員の方々、どうぞ。

【金井委員】 保井先生おっしゃっているのは、還ってきていると言ってしまふからそういう話になるので、小委員長おっしゃったように生活関係を支えているというか、還ってきているという表現よりは信頼できる地域社会のために何か役立っているとか、そのような形にしないといけないのではないかな。還元と言ってしまふと消費税5%還元セールとか、ポイント還元みたいに自分のところに戻ってきてしまう話なのです。けれども、例えば復興増税・所得税が受け入れられたのは、別に自分のところに流用できるから、還元率がいいから受け入れたわけではなくて、国民連帯として復興すべきだとみんなが納得してやろうと思ったからであって、還元というよりも社会を支えるというか、生活関係を構築するというか、要は社会共通インフラですね。そういう表現なのではないかという気がするのです。税が役立っているというのかな。

もう一つついでに言えば、その次の段落の「行政庁」という言葉を単純に使っていいのかなと。行政庁って特殊な用語ですから若干気になるのと、行政庁への信頼と、その後の税務行政への信頼というのは同じなのか。行政全体への信頼の話と税務行政への信頼というのは必ずしも同じではなくて、税務行政だけ適正にやっていたらみんなが納得感を得るのかという、そんな話では全然ない。もちろん税務行政がだめだったら信頼されないのは当然だし、あるいは税務行政をいわば口実にして文句を言うというのはあると思いますけれども、それだけの話だと論理的にどうなっているのですか。「行政庁への信頼」の意味です。これは租税行政庁への信頼という意味なのか、それとも行政全体への信頼なのか。行政全体への信頼であれば、税務行政だけが適切でも全然意味がないわけで、その先の話と関係が出てくるので、この段落はよくわからないなど。

【諸富小委員長】 私がぱっと読む限りでは、行政庁というのは一般政府の仕事を指していて。

【金井委員】 それは行政法では全く通用しない用語なので。

【諸富小委員長】 それに対して徴税する側面で税務行政が適正かつ公平に執行する必要がある。その前提として税務行政だけがしっかり仕事をしていてもだめで、恐らく行政庁と表現されていますが、社会保障を含めて給付の側面やインフラ整備の側面を含めて、そこはしっかり仕事をしているということに対する信頼が前提にあると読めるのですけれども、ここはどうなのでしょう。

【金井委員】 おっしゃるとおり、それは行政庁という言葉では伝わらないと思います。

【諸富小委員長】 伝わらないですか。

【金井委員】 行政法的に言えば全然違う意味です。

【諸富小委員長】 どうすればいいですか。

【金井委員】 行政ではないですか。

【波戸税制調査課長】 事務局から補足をさせていただきます。

この記述は昨年度、委託調査をした調査結果をもとに書き起こしているものなのですが、ここでの調査結果は租税行政庁、いわゆる日本で言えば国税庁への信頼が高いとか、アメリカで言えばIRSへの信頼が高いというような調査結果を引用しております。

【金井委員】 この行政庁は租税行政庁という意味なわけですね。

【波戸税制調査課長】 はい。

【金井委員】 なら論理的に通じるので、最初は「税務行政への信頼の高い傾向がみられた」ということですね。

【池上会長】 そうしますと、行政庁のところも下と同じように税務行政に直しますか。

【金井委員】 そういうことなら論理的にはつながります。

【池上会長】 では、そういう形で直させていただきます。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。今の点でも結構ですし、ほかの点でも。

【高端委員】 私も前回、急に欠席して申しわけなかったのですが、2点、申し上げます。

1点目は今のところの9ページの2ポツ目なのですが、「平成28年に都が実施した調査によると、我が国の租税負担率は低い水準であるにもかかわらず、中間層の痛税感が大きい」となっていますが、これは本当に大丈夫なのですか。というのは、これはよく使われているInternational Social Survey Programmeをこの委託調査が引用したものにここで依拠しているとすれば、2点、懸念があります。1つはISSPの調査では、いわゆる中間層の人たちに自分たちの痛税感を聞いているのではなくて、回答者全員が貧しかろうが、お金持ちだろうが関係なく、回答者全員に中間層の税負担は重いと思いますかという質問に回答した結果なのです。だから中間層の痛税感が大きいというよりは、正しくは、その国の調査対象者の人々が、中間層の租税負担を重いと考えているというのが本当は正しいのです。

もう一点は、同じくそのISSPの調査をベースにしているならば、実は中間層より低所得者層の痛税感のほうが全然大きいのです。国際比較でみると、低所得層の税負担は重いというふうに日本の人たちが考えている。これらの点はどう処理するのか、確認したほうがいいかなと思いました。

もう一点、まとめて申し上げてよろしいでしょうか。別のところになるのですが、6ページの「(2) 支援を必要とする者に配慮した税制」というタイトルなのですが、「支援を必要とする者に」というのは、介護とか保育をイメージすればわかりやすいですけれども、必ずしも限られた困っている人たちのためのものではなくなっています。税制に関しても支援を必要とする者、しない者を分けて、支援を必要とする者に配慮しなきゃという話で本当にいいのかということをお私に思っているのですが、どうでしょうか。ほかの皆さんが別に違和感ないよということであればいいですけれども、一応、指摘しておきます。

【諸富小委員長】 ちなみに2点目は何か、もしこの内容で御提案があるとするとタイトルは何か。

【高端委員】 それを今、考えていたのですけれども、なかなか思いつかないのです。内容が内容なので。

【金井委員】 支援をする人、される人という関係ではなくて、社会全体の格差社会に配慮したとか、そういう意味ですね。だから支援を必要とする者という発想自体が先ほどの議論と一緒に、総論が誰かが誰かを支えるという単純な世界観に立つからこういう表現になると思うのですけれども、ちょっとそれは違うのではないかな。書かれている内容も違いますね。格差社会だからと言っているわけですが。社会問題だからと言っているわけであって、貧困層だけの問題だと言っているわけではないのです。

【諸富小委員長】 今、格差社会に配慮した税制という御提案をいただきましたが。

【金井委員】 社会全体とか、全世代型とか、何でもいいのですけれども。

【高端委員】 例えば所得格差や貧困の実態に配慮した税制とか。そのほうがまだいいかなと思います。

【諸富小委員長】 このあたり表現を幾つかいただきまして、後で検討させていただきます。

1点目のISSPは事務局にお尋ねするほうがいいですか。

【波戸税制調査課長】 この部分なのですが、高端先生おっしゃるようにISSPの調査をもとに書いております。また、1点目の中間層が自分で痛税感を感じているわけではないというのはおっしゃるとおりで、そうい

う意味では「中間層が」ではなく「中間層の」という記述にしております。

また、中間層だけでいいのかという問題については、この調査は中間層が最も厚い層だということを前提にしている調査ですので、「中間層の痛税感」を取り上げております。ここはぜひ御議論いただければと思います。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【高端委員】 28年度の委託調査で中間層だけについて絞っているということであれば、「28年度に都が実施した調査によると」という表現をとる限り、そう書くしかないわけです。それだったらそれはいいのですけれども、「中間層の」痛税感が大きいというと、やはり中間層の人たちが税の痛みを感じているというふうに普通は読まれるのではないのでしょうか。

【諸富小委員長】 中間層の負担が重いと認識されている。でも調査対象になっている中間層もそうだと思う結果なのですか。

【高端委員】 そうです。中間層の税負担が重いと考えている人が多い。

【諸富小委員長】 そのような表現ならISSPの結果を正確に反映した表現になっている。

【高端委員】 そうですね。ただ、それもこの委託調査がこう言っているならあれですけども、これも都が実施したので都の責任になりますから。

【諸富小委員長】 その辺は照らし合わせて、もう一回ここの表現は考えます。ありがとうございます。

【金井委員】 データの読み方として、国民全体に聞いているけれども、実質的には中間層の数が多いから、それは一種の中位投票者的に中間層の意向が結果的に全体と同じという意味なのか、それとも高額所得者に聴いても、俺たちは楽しんでいるけれども、中間層は大変だよねという、意向が多いのか。要は階層別に分けてもそういうことなのですか。実際のデータによりけりなのですけども、わからないのですけれども。

【小林委員】 クロス集計があるのかということですね。

【高端委員】 クロス集計は存在するのですけれども、私はそれを吟味したものを見たことはないです。一般に公表されているレベルで言えば、先生がおっしゃったようなある種のバイアスというか、サンプルの所得階層別の分布などによって、その回答が左右されている可能性はあります。

ただ、もう一つ言うと、中間層の税負担が重いと感じられているという記述は、国際比較で見たときという話ではあるのです。ほかの国々においてよりも、日本において中間層の税負担が重いと考えている人の割合が大きいという意味で、ここは大きいということになっているはずです。

【諸富小委員長】 ここは引き取らせていただいてもいいのでしょうか。

時間が結構過ぎてしまったので次に行こうかなと思いますが、よろしいですか。では最初のIの部分をもし後で何か出てくれば御意見ください。

次に事務局から「II 税制改革の方向性」の1と2について修正箇所の説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、11ページをごらんください。2つ目のポツでは、社会保険料が格差是正機能を持つという誤解を受けるおそれがあるという意見を受けまして、「税と社会保険料の負担を通じた格差是正という観点から財源のあり方を考える必要がある」という記述を「格差是正という観点から税と社会保険料のあり方を考える必要がある」に修正しております。

続きまして、14ページをごらんください。

3つ目のポツですけども、所得を一元的に管理するかについては議論の余地があるという意見を受けまして、「その一元的な」という記述を削除しております。

続きまして、16ページをごらんください。

一番下のポツですけども、実現性などを踏まえて、トーンを落としたほうがよいのではないのかという意見を受けまして、「するべきである」という記述を「することが考えられる」という記述に修正してございます。

この部分の説明については以上でございます。

【諸富小委員長】 そうしましたら、「Ⅱ 税制改革の方向性」の1と2のパートにかかわりまして、皆様から今の修正箇所に関する部分を含め御意見をいただければと思います。

【金井委員】 全体としてよくわからないので教えていただきたいのですが、11ページでは「控除制度の見直し等による課税ベースの拡大」と言っていて、一方で14ページには給付付き税額控除を検討すると書いてあるのですけれども、これは両立する話なのですか。どういうことなのですか。雑多な控除はやめて、給付付き税額控除にしろという意味なのですか。

【百澤税制調査担当課長】 例えば政策的に用いられているような控除を廃止することは、前段に入ると思います。例えば給付付き税額控除について考えていくことは、そのあたりは両立するところなのかと認識しております。

【金井委員】 そのように読むのですね。

【諸富小委員長】 全体的には所得控除から税額控除、税額控除から給付へという方向が望ましいという基本認識だと思います。

【金井委員】 税額控除をすると課税ベースは拡大するけれども、税負担がなくなるという意味ですか。

【諸富小委員長】 恐らくここでの文脈は、同じ負担を何らかの要因があるケースにおいて、所得税の負担を差し引くことが望ましいと判断する場合でも、そのやり方として所得控除だと高額所得者に有利だし、租税控除に切りかえれば同じ負担減を所得にかかわらず、定額で行うことができ、高額所得者が特段有利になることはない。あるいはそれを給付に切りかえれば、低額所得者に対してちゃんと給付という形で行うことができるということで、特に再分配の観点から見て、より後者のほうが望ましい方向ではないかというところが基本認識としてある。

【金井委員】 そこはわかるのですがすけれども、給付付き税額控除というのは、課税ベースは全てのゼロ円から含めているという考え方になれば、マイナスの課税がされているということですね。そういう意味で課税ベースは拡大しているという意味なのですか。

【諸富小委員長】 なるほど、そのように解釈するのですね。

【金井委員】 整合性というか、どのように理解したらいいのか。控除を見直せと言ったら、なくせという話になって、給付付き税額控除もできないという話になるのかなと。

【小林委員】 その点については先ほど事務局が言われたように、前半と後半は違うものを指していて、前半は政策減税のような課税ベースが縮小していることをできるだけやめていくべきであるという話であり、後半のほうは同じ控除をするのであれば、再分配機能を高めるために所得控除から税額控除に切りかえていくべきであるということで、対象としている控除が違うと思いますので、そういう意味では両立可能なものかなと思います。でも単純に読むとそういう疑問も出てくるかなと思うので、誤解されないような記述を考えたほうがいいかもしれません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ここはどうしましょう。表現を何らかの形で検討しますか。

【池上会長】 13ページの「(2) 控除制度の見直し」の下に括弧で「控除制度の再編」と書いてありますが、ここのタイトルをもう少しわかりやすくしたい。後ろのほう、14ページは「給付付き税額控除の検討」となっているので、13ページのほうを例えば整理・再編という言い方にしたほうがいい。ここでは今、小林委員も言われたとおり、具体的には所得控除から税額控除に変えたほうがいいということと、公的年金等控除や生命保険料控除について見直すべきだという意見があったということも書いてあります。そういう意味ではここは確かに課税ベースの拡大ということなのですが、給付付き税額控除というのは一種の社会保障的な考え方ですので、

確かにずれているところがあります。内容全体を変える必要はないのですが、前のほうのタイトルを考えたいと思います。

【諸富小委員長】 「(2) 控除制度の見直し」というタイトルと、「控除制度の再編」というタイトルを見直させていただくということにしましょうか。

【金井委員】 はい。

【諸富小委員長】 ほかにはございますか。吉村委員、お願いします。

【吉村委員】 前回欠席しましたので、どういった議論があったかわかりませんが、12ページの一番下のポツのところ、社会保障財源に充てる税目の可能性として住民税ということが言われているのですが、実際にここで想定されている個人所得課税の拡充を視野に入れる、個人住民税を財源の1つとして検討に値するといった場合に、具体的にどういったものだったのかなというのが少し気になります。

前半では先ほど議論になったところでは、個人住民税に関して税率はいじらないでほしいということが一方で触れられていましたけれども、課税ベース、所得控除を見直すだけでそんなに個人住民税に関して税源と呼ぶぐらいの額が出てくるのかなというのも気になったので、このあたりどれぐらいのイメージというか、ここで言っている社会保障財源は何か特定の幾つかの事業であれば充てられると思うのですが、どういったものを想定しているのか読んでいて気になりましたので、教えていただければと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。ここは事務局にお伺いしていいですか。これは確か議論をしたときの反映だと思うのですが。

【百澤税制調査担当課長】 そうですね。小委員会での議論を踏まえての記述となっておりますが、具体的にボリュームがどれぐらいなのかというところまで詰めて記述しているところではないのですが、方向性として書かせていただいているということになってございます。

【諸富小委員長】 これは中身としては今、議論があったように、直前に議論になっているのだったら控除を縮小していくことによって課税ベースが拡大されて、結果として国税も所得税もそうだけれども、住民税も増収になるといったことが結果として社会保障財源になるということのほか、例えば税率の引き上げとかこういうことも含意されているという理解でいいのですか。

【百澤税制調査担当課長】 議論の中ではそこまで踏み込んでおりましたので、事務局としてそうしたほうがいいという考えを持っているということではないです。

【諸富小委員長】 議論としては、確かにそこまでは議論していなかったように思います。あるいは東京都独自に税率を引き上げるべきだみたいな議論まではしていないですね。だから社会保障を支える財源として地方所得税は重要であるという考え方を一般的にここは述べたということですね。

ほかの点はございますか。もし個人所得課税、法人課税、御意見がこれ以上ないようでしたら次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして事務局より「Ⅱ 税制改革の方向性」の3と4、消費課税と資産課税の修正箇所の説明をお願いしたいと思います。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、29ページをごらんください。地方消費税でございますけれども、4つ目のポツで「購入した地」とありますけれども、これを明確にすべき、また、物の使用等と需要サイドの統計との関係を明確にすべき、さらに、「把握することとなる」との表現を「これまで把握することとしてきた」とすべきではないかとの意見を受けまして、2文目及び3文目につきまして修文しております。「これまでは主に、『最終消費地』を物やサービスの取引があった地と捉え、供給サイド（事業者側）の統計により『消費に相当する額』を把握することとしてきた。一方、物を使用し、あるいはサービスを享受した者の居住地と捉えれば、需要サイド（消費者側）の統計によりこれを把握することになる」という形で修文しております。

続きまして、30ページをお開きください。

3つ目のポツでは、「本来」とつけ加えることによって、引き上げ分の地方消費税収が社会保障財源に充てられていることを踏まえた記述になるという意見を受けまして、そのように修正してございます。

続きまして、同じページの一番下のポツですけれども、こちらは前のページの修正と同様に表現をそろえて修正しているものでございます。

この部分についての説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今の部分につきまして皆様御意見いただければと思います。よろしくお願いします。

【吉村委員】 前回休んだということを口実にしているものと。下から2つ目のポツの最初の文、「人口の比率を殊更に引き上げることは、大都市から地方への税収移転を意図しているものと考えられるが」と言い切っているのかなど。もちろんそうだと思うのですが、根拠なくとか、「殊更に」がもちろんそういう意味だと思うのですが、1つ目のポツのような「検討をせずに」とか、そういったことだとは思っているのですが、もう少し1つ目のポツとのつながりを意識させるような文章のほうがよろしいのかなと思いました。

【諸富小委員長】 それは1つ目のポツのような「検討をせずに」というのは、文章的にはどこですか。「人口の比率を殊更に引き上げることは」の一文がこれでいいのかという御指摘ですか。

【吉村委員】 そうですね。「殊更に引き上げることは税収移転を意図しているものと考えられるが」と言ってしまうと、特定の声を上げている方々を批判しているように、そういう趣旨だと思うのですが、そこまで踏み込む必要はないかなど。ちゃんと検討した上でやらないと、そもそもの原則から外れるよということを指摘すればよいのかなと思ったのですが、そこまで考え過ぎかもしれません。

【諸富小委員長】 なるほど。この意図をあえて指摘する必要はないのではないかと。

【吉村委員】 そうですね。建前的には多分、税収移転とは言っていないのだと思うのです。

【諸富小委員長】 そうなのです。本音のところと表のところがどうしてもあって、人口をベースにしていくことによって実質上は。

【吉村委員】 そうですね。こういう効果があるのは間違いないし、これを狙っているのは間違いないと思うのですが、建前としてそう言っていたかどうかというのはちょっとあります。

【諸富小委員長】 わかりました。なので本音のところはともかくとしまして、表ではここに書いてあるように清算基準をめぐる議論ですので、人口がより消費というものを正確に、特にここで議論もしていますが、最終的な消費というものにより合致をする指標は何かということをめぐる議論だと思います。人口がそれに合致しているのかという点をめぐる議論ですので、その指摘に絞ったほうがいいのではないかと。

【吉村委員】 そうですね。意図を批判するところまで含める必要があるかどうか。

【諸富小委員長】 会長どうしましょう。

【金井委員】 意図を批判すれば、そういう意図はないと言われておしまいになってしまいますから、1つは目的として財政調整に使うべきではないということですね。それから、社会保障という考え方で、使途で考えるべきでもない。だからあとは清算基準は清算基準として議論すべきであるというふうに言う。そのときの清算基準として人口よりもより望ましいものがあるでしょうという、そういうことを言っているわけです。

【池上会長】 そうしますと、その意図しているものと考えられるというのが邪推だと言われてしまうので、「人口の比率を殊更に引き上げることは、大都市から地方への税収移転を意図しているものと考えられるが」を取ってしまっても中身には別に影響はないと思いますので、ここの1行半を削除するというのでいいのでしょうか。

【高端委員】 そうすると意味がわかりにくくなるかもしれないので、単に「意図している」と言わなければ

いいのではないのでしょうか。人口の比率を引き上げていけば、税収移転という帰結がもたらされるけれども、そういう考え方を持ち込むべきではないですよということですね。

【諸富小委員長】 意図という言葉を使わず、基準を人口に寄せていくと結果として、それは事実ですから、結果として税収の移転が、本来そうあるべき最終消費に沿って税収を配分した場合に比べると、税収移転が意図せざる形で起きてしまうので、それは本来の消費税の清算基準の考え方から言うとどうなのでしょうかとこの指摘をしておけばいい。意図は言わなくていい。

【高端委員】 そうですね。要するに人口を引き上げるとそういうエフェクトがあるということを書いておかないと、専門家はともかく、市民の皆さんが読んでも意味がわからなくなってしまう気がしました。

【諸富小委員長】 そこは客観的にそうであるという指摘は残してもいいですか。

【吉村委員】 はい、もちろん。

【諸富小委員長】 意図があるとか、そこは削除して。

【吉村委員】 そうですね。意図しているとやる必要はないのではないかと。

【諸富小委員長】 言われたら終わりなので、そうですね。わかりました。そのような客観的表現に書きかえさせていただきます。

ほかの点でございますでしょうか。特に資産課税につきましては全面的に今回、新しいです。資産課税についてももしよろしければ御意見をいただきたいと思っておりますけれども。

【保井委員】 確認と細かい点だけなのですが、37ページの一番下の新築住宅減額の一番下のポツのところ。この審議の回だけ私出たのを覚えているのですけれども、住宅購入者に新築住宅減額が十分理解されておらず、そのインセンティブが働いていないということに関しては、たしかここでも、そんなこともないのではないかとということも含めて議論があったような気がするのですけれども。これは働いていないということのファクトがあったのでしたっけ。ないのであれば、むしろここはこれをたしか税理士の先生は、結構これをインセンティブとして考えている人は多いような発言があったという記憶があるので、あえて書かなくてもいいのではないのでしょうか。住宅政策上で空き家がこんなにふえている中で、人口が減っていく中で新築住宅にまだこれからもインセンティブを与えるのかという、そちらの議論できちんとやったほうがいい中で、このポツは私はきちんとファクトがあるのであれば入れても異存はないのですけれども、そうでなければ入れなくてもいいのではないかとこの気がしました。

【諸富小委員長】 これはたしか、この表現について御発言されたのは関口委員だったような記憶があって、石田委員は逆に考えていますよということをおっしゃって、確かそうですね。

【池上会長】 分科会をここで設けて、そこで出された報告書にそういう表現があって、これは今この資料の中にもあるのですが、ここにどう書いてあるかということ、住宅購入者に新築住宅減額が十分理解されておらず、新築住宅を取得するインセンティブが働いていない上、減額適用期間の終了後の税負担増に対する抵抗感が多いなどの課題もあるということです。これは調査を行ったのですか。

【百澤税制調査担当課長】 こちらについては東京都の調査ではないのですけれども、総務省の外郭団体での調査だったと思っておりますが、かつて調査したものがあつたということです。

【諸富小委員長】 ただ、石田委員の御発言もそういう発言でしたっけ。むしろでも実際にはインセンティブになっていますよという御発言が確かに石田委員から出ていました。

【百澤税制調査担当課長】 そうですね。石田委員の発言は、例えば優良な住宅などについてこの制度があるから、積極的にそうした住宅をつくっていくという効果はあるのではないかとこの趣旨だったと思っております。

【諸富小委員長】 なので今の保井委員の御指摘もあって、確かに総務省の調査の結果としてはそういう記述はあるけれども、委員会の場で石田委員からそういう発言もあり、そこを全く考慮せずにこの文言を使ってしま

うことは避けたほうがよいのではないかという保井委員の御指摘はなるほどなと思うのですが、そういうインセンティブになっていないという報告もあるがという表現ならまだいいのかもしれないのですが、むしろここは客観的に人口減少時代に入っていき、恐らく住宅に対する実需としては長期的に減退していくはずのところ、政策的に税制でインセンティブをかけていくことの問題性を指摘して、実際にインセンティブになっているか否かについての事実認定に踏み込むのは、この小委員会としてはしなくてもいいのではないかという保井委員の御指摘は、もっともかなと思います。

ほかの委員の皆様どうでしょう。あるいは事務局のお考えをいただきたいのですが。

【高端委員】 多分、保井委員おっしゃったように、論旨を明確にするという意味では、新築住宅減額がインセンティブを発揮しているかどうかという問題は関係が薄いので、削除したほうがすっきりする気はいたします。

【諸富小委員長】 そういう指摘もありみたいな感じではなくて、取ってしまってもいいだろうと。

【高端委員】 インセンティブが働いていないのだったら別に残してもいいじゃんという話にもなりかねないですよ。論旨と離れた読み込み方もできてしまうので。

【諸富小委員長】 池上会長、御意見ありますか。

【池上会長】 新築住宅減額は、年数が住宅の様式、機能によって違っている。3年だったり5年だったり7年だったりということがあります。ここでもたしか石田委員が御発言されて議論になりました。どうなったかという、新築住宅減額については望ましい住宅に絞って存続させるような形でいいのではないかと、現状は甘いのではないかと、という点で大体コンセンサスができたのではないかと考えております。その論拠としてそのインセンティブが働いていないという議論が分科会の報告書に載っていますので、そういう意味で言うともこれも分科会で議論されて書かれたと思いますから、全く削ってしまうのはどうかなと思います。

先ほど小委員長が言われたとおり、働いていないとの報告、研究もなされているという形で残すのがよろしいのではないのでしょうか。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【小林委員】 分科会でどういう議論があったか正確に覚えていないのですが、ただ、報告書には書いてありましたが、なのですけれども、高端委員が言われたように文脈がこれがあると曖昧になってしまうところがあります。どちらかという今インセンティブが働いていない上にだから、次に出てくるのは違う話かもしれないですが、終了するときの負担感があるというような、要するに認識されていないから、認識されていないのにやめられたら急に増税になったような感じになるというような文脈に聞こえないこともなくて、それはそれで要するに実際にやめるときに課題として認識しておくこともあり得るかなと思うのですが、そういう意味で残すのか、そうでないとするならば、これがあることによって論旨がぼやける感じがしてしまうので、取ってもいいかなという気もしているのですが、どうでしょうか。

せっかく会長にまとめていただいた後で蒸し返して申しわけないのですが、要するにこの一文を何のために残すか。残すとすれば何のために残すかというところですね。ここの文脈上、インセンティブが働いていないからやめてしまえという話とは違うわけですね。むしろその前の前段から考えれば、インセンティブが働いているからこそやめるべきだ。インセンティブが働いているのだとすれば、働いているからこそやめるべきだという話に本来はなるところだと思うのです。だからインセンティブが働いていないと言うのだったら別に残してもいいじゃんというのはおっしゃるとおりで。

【金井委員】 論理的にはインセンティブが働いていないから、やめたら単なる増税になってやめられないという結論ですね。だからむしろ保井先生がおっしゃったように、そもそも空き家がふえているときに何で新築減税するんだ、政策が間違っているというふうにあっさり言えばいいような気はします。ただ、政策自体が間違っているのか。それとも国が勝手に決める政策が間違っていて、また、東京都は自分たちで、どんどん新築をつく

りたいという政策を持ったらどうするのかという別の問題が38ページの下の方、まちづくりへの税の活用という話でできます。それ自体も東京都が政策的に固定資産税を使うのはいいけれども、少なくとも新築をふやすというばかなことはやめるべきであるまで含むのかどうなのかです。

【諸富小委員長】 その次のポツの指摘は、国の政策への批判といいますか、一方的に減収させるという形になっているので、減収を生んでいることが批判対象になっているようですけれども、住宅のむしろ新築促進になるような政策を東京都の意図とは別に国が一方的に進めていくのは問題であるというニュアンスがあれば、全体としてはここで言っていることは一貫してくることになりますね。

ただ、今、議論になっているポツのところは、そういう論理で当初書いたわけではなくて、37ページの下から2つ目でまず新築から既存住宅の活用へシフトするという新築促進はもうやめようよというのがあって、それは1つの論拠ですということで、もう一つ別にそもそもこれはインセンティブになっていませんよねというふうに、ここは追加の論拠として出てきたと理解を当初、私はしていました。でも先生が御指摘のように確かに住宅促進政策として新築促進を税制でやっていくのがいいのかという観点から論旨を一貫させるという手がありますね。そうすると、むしろインセンティブが効くような税制というのはむしろやめていくべきではないかという趣旨にここは変わってくる。

【金井委員】 そういう趣旨でこの答申は書いてもいいと思います。ただ、東京都がひょっとして実は都心だけは新築を増やしたいとか、そういう野望を持っているのであれば書けなくなります。地方圏のほうはつくるな、東京だけつくれというコンパクトシティ論であるならば、ということです。つまり、コンパクトシティ論を採らないということです。

【池上会長】 わかりました。37ページが一番下の行から38ページの2行目までの3行をばさっと削っても話につながるということです。そういう御意見が多いようですし、これを外しても論旨に全く変更はないので、こういう形でいきたいと思います。分科会の報告書には残っていますので、それはそれで生かされる部分はあると思いますので、ここではその部分を削除します。

今、言われた東京都と国の関係については何とも言えないのですが、恐らく新築住宅減額については全国的な制度の議論をやっていて、その次の首都圏はどうかという話はまた別の話という感じでここは書かれていると思います。少なくとも37ページから38ページの上にかけては全国的な制度の話ということで、話はまとまっているのではないのでしょうか。

【諸富小委員長】 では、ここは削除ということにさせていただきます。御議論、御指摘ありがとうございました。

ほかはございますでしょうか。

【保井委員】 これは細かいだけなのですが、その真下、38ページのまちづくりへの税の活用のところでコンパクトシティのことが書いてあるのですが、先ほどの新築住宅とも関連して、コンパクトシティは高齢化というよりは人口減少の話。人口減少しているのにそれこそ郊外とかにどんどん家をつくっていくのではなくて、ちゃんとコンパクトにしようという文脈だと思いますので、もしよろしければ人口減少に対応するため、あるいは人口減少・高齢化に対応するためという、併記でも構わないですけれども、そちらを入れたほうがいいかなと思います。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。高齢化も富山市がやっているように沿線に集中していくことによって、歩いて暮らせる町にしていこうとか、そういう意図が入っている。

【保井委員】 そうですね。なので両方あってもいいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今のパートの部分でほかに御意見はございますでしょうか。もしなければ次に移りたいと思います。

次に事務局より「Ⅲ 地方税財政制度における諸課題」と「Ⅳ 住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」について修正箇所の説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、47ページをごらんください。森林環境税についてでございます。

2つ目のポツでは、森林が荒廃しているという現状を記述したほうがよいのではないかとの意見を受けまして、2文目を「一方、森林現場においては、森林の荒廃、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある」と修正しております。

続きまして、同じページの一番下のポツですが、徴税取扱費の交付を受けられれば地方税の枠組みを活用するのではないかとの意見を受けまして、「地方税の枠組みを活用することなく」という記述を、「地方自治体に負担を負わせることなく」に修正しております。

続きまして、同じポツの後段です。個人所得課税均等割の逆進性について記述がございますが、正確に表現する観点から非課税の規定がある旨を記述すべきではないかとの意見を受けまして、「合計所得金額が一定の金額以下の者は非課税とされているものの」という記述を追加しております。

続きまして、55ページをごらんください。

地方交付税制度のあり方に関しまして、1点目のポツですけれども、直前のポツでトップランナー方式を否定的に記述しているのに対しまして、このポツでは「地方自治体に還元し」などと肯定的に記述されていることについて修正を加えるべきではないかとの意見を受けまして、「トップランナー方式による」という記述を削除しております。

続きまして、56ページをごらんください。

4つ目のポツでは、財政需要に関する数値を精査いたしまして、本文を、『I-4-(1)』で述べたように、東京都は今後急速に高齢化が進行すると予想される中で、医療や介護等の社会保障に関する経費は毎年平均で約300億円から400億円のペースで増加すると見込まれている。これに加えて、社会資本ストックの維持・更新及び防災に係る財政需要についても今後さらに増加すると見込まれており、これらの財政需要を踏まえた財政運営が求められている」と修正しております。

続きまして、57ページでございます。

1つ目のポツでは、「精度を高める改革」との記述について、全国一律の基準として設けられている地方交付税の中立性も踏まえて記述した方がよいのではないかとの意見を受けまして、「地方交付税制度の安定性とその精度を高める改革こそが重要である」という記述を、「地方交付税制度の中立性を考慮しつつ、その精度を高める改革こそが重要である」に修正しております。

続きまして、58ページをごらんください。

地方税制度を財政調整の手段として用いることが、税そのものへの信頼を失わせるというのは飛躍しているのではないかとの意見を受けまして、2文目以降につきまして、「地方法人課税、地方消費税、地方譲与税などを地方自治体間の財政調整の手段として用いることは、応益原則に反する。そのような措置は税体系を崩しかねず、結果として税への信頼を失わせる」と修正しております。

続きまして、65ページをごらんください。

宿泊税に関してでございます。2つ目のポツでは、民泊事業に関する具体的な課題についても追記すべきではないかという意見を受け、「民泊については、宿泊施設の提供者、利用者及び仲介業者が全て非居住者である事例も増えており、実態の把握が困難などの課題がある。民泊に対する課税については」と追記しております。

続きまして、同じページの3つ目のポツでは、税率についてのトーンを引き上げるべきではないか、また、受益者負担や原因者負担、都民負担とすることについて整理をすべきではないかという意見を受けまして、2文目につきまして「そこで、旅行者のためのインフラ整備に充てる経費について、旅行者からも応分の負担を求める

必要が生じた場合、宿泊税の税率について、第三者からの意見も含めた評価・検証を行った上で、宿泊料金に応じた新たな税率区分を設定することを検討するべきである」と修正しております。

続きまして、69ページをごらんください。

一番最後、目指すべき地方税制の姿というところなのですけれども、一番下のボツでございます。全国の自治体の状況を見ると「地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供してきた」とは言い切れないのではないかという意見を受け、「きめ細かな」という記述を削除しております。

こちらの答申案についての説明は以上でございますが、また、本日は参考資料として「租税教育の充実」に関連する参考資料として、高校生向けの租税教育副教材を配布させていただきました。この場をお借りして御紹介させていただきます。

本教材は、昨年度の答申でも提言をいただいたとおり、「社会に出る一步手前の高校生や大学生に対する租税教育の充実が重要である」という認識のもと、全国に先駆けて作成したものでございます。

内容は、税を通して望ましい社会のあり方を生徒が自らの問題として考えるものとなっております、東京都主税局・東京国税局・教育庁・税理士会等からなる東京都租税教育推進協議会が作成しております。こちらもあわせてごらんいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今のパートについて皆様の御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

【高端委員】 今回、修正が入ったところに関して確認なのですけれども、1つは40ページと47ページで、「地方税の枠組みを活用する」ではなく「地方自治体に負担を負わせることなく」という表現に変えるということなのですが、47ページの当該変更点を見ますと、文の流れとして「国の施策として国民に新たな税負担を求めらねば」の次に「地方自治体に負担を負わせることなく、国の責任において」というふうになっているのです。1行上に「税負担」というものがありますね。その次に「地方自治体に負担を負わせることなく」と来るのですが、こちらの「負担」は税負担を指していない。つまり負担という言葉が2行のうちに異なる意味でつかわれているので、読み手に対して意味の紛れがあるやなしやというのが1点目です。

もう一つは、53ページと57ページで地方交付税制度の安定性ではなくて「中立性」を考慮しつつということで、改めて確認ですけれども、ここで言っている中立性というのが何を指すのかということと、あとはこういう記述で読者に意味が通じるのかということが多少気がかりに思いました。

【諸富小委員長】 まず最初の御指摘の点は、前回議論があったところで地方税の枠組みを活用することなくといった場合には、例えば今、総務省で議論されているような均等割の引き上げといった地方税の住民税の枠組みを使ったものはよろしくないという、つまり国の責任において独自に財源を捻出するような措置をとられたらよいのではないかというニュアンスが入っていたわけですけれども、ここをやめて地方に負担を負わせることなくというふうにした場合には、私の理解はそれもあるけれども、その場合に地方が実際に徴税コストを担うこととなりますし、対住民との関係でもいろいろな意味での苦情も含め、自治体を受けることになるということですね。ですのでそういう意味でのいろいろな地方自治体が担う徴税に伴う負担というものを補償することがある場合には、逆に受ける可能性があるのではないかという議論だったような気がしますけれども、会長、それよろしかったでしょうか。

【池上会長】 ここで言う地方自治体の負担というのは、いわゆる事務負担ということですね。要するに市区町村に徴収させるという話だったと思います。これは東京都の特別区長会と市長会が提言あるいは建議を出していることを配付資料に載せていましたので、そういうことも参照しつつ考えたと思いますが、確かに税負担の下に負担というのがあると地方自治体が税を払うみたいに見えるので、どうでしょう。事務負担ですよ。事務コ

スト。そういう表現を考えさせていただきたいですね。

【諸富小委員長】 2点目の中立性の指摘はどうでしょう。小林委員からこのあたりは、

【小林委員】 ここで言う中立性というのは基準財政需要や基準財政収入のつくり方によって自治体が放漫な財政運営をやってしまいかねないとかいうようなことになるので、実額は入れないとか、そういう措置をとる。それは自治体の財政運営に対する中立性を地方交付税がかなり重要視しているからであるということ、その中立性に配慮しつつということを入れたらいいのではないかというのが私からの提案です。

ただ単に中立性と言われたときに、何それとなってしまうかかねないのはおっしゃるとおりかなと思うのです。私はこれ結構よく自分の周辺では議論しているのですけれども、あまり交付税の議論の中で中立性はそんなにしょっちゅう言われることでもない、制度としてはもともと前提となっているようなところがあって、そんなに議論の対象になったりもしないので、専門家が見ても何それということにもなりかねないところもあるので、少し説明があったほうがいいかなとは思っています。

【諸富小委員長】 何か御提案はありますか。

【小林委員】 53ページのところは余り長くしないほうがいいので、このままでもいいかなと。あるいは地方交付税制度の自治体の財政運営の中立性とあえて言うかどうかくらいかなと思うのですけれども、本文はどこでしたっけ。57ページの上のところですね。ここについては、この文の構造を変えずにちょこっとつけ加える形で説明するのは難しい感じはします。なので要するにこの財源保障は基準財政需要にちゃんと入れてくださいよというような意味で、考慮してくださいよということになるのですけれども、そのまま使った分のもが入ることになってはいけないということを用意して言っている、ここであれですかね。財政運営に対する中立性ということを一言、言えば通じますか。どうでしょうか。

【金井委員】 自治体の財政運営に与える影響が中立的であるべきだという議論は、交付税制度の1つの理念としてあるのですけれども、ここで言っている話は東京都の基準財政需要額の算定がどうせ財源超過なのだから適当でいいだろうという、粗雑な算定をしていることがけしからんと言っているわけです。要はもっと真面目に基準財政需要額を積みという話です。結論ありきでどうせ不交付なのだから適当に計算していいではないか、というのはやめてくれという話は、それであると思うのです。けれども、それと小林先生がおっしゃっている話はまた別の話ですね。それはどのような算定をしようと都の財政運営に全く影響を与えません。ただ、それとここで言っている話は都にはこんな財源需要があるのだから真面目に計算しろという、その計算自体がそもそも中立性がゆがんでいて手抜きになっているという話なのです。だから中立性は大事なのですけれども、中立性はむしろどちらかというトップランナー方式とか、実際の財政運営に与える影響のほうです。トップランナー方式というのは中立性ではないですから、中立性を言うことは大事だと思いますけれども、ここでは文脈的にはおかしいような気がします。要は結論ありきで基準財政需要額を適当に積んで、どうせプラスなんだから適当でいいではないかという話ではなくて、真面目にちゃんと積みと。そうすれば将来的には必ず需要は大きくなって、いずれ東京都は交付団体に転落するんだという話ですね。ところが、転落させないという政治的予断でもって基準財政需要額を過少に積んでいるという、その非中立性を批判しているわけなのですけれども、それは小林先生の言っている非中立性ではなくて、結論ありきの算定という算定方式自体がゆがんでいるということで、文章は工夫したほうがいいと思います。

【諸富小委員長】 中立性を議論する場所を変えたほうがいいということですか。

【金井委員】 トップランナーは明らかに中立性に影響を与えるわけです。トップランナー方式を導入すると、効率化すると損になるのだからやめましょうという話になるわけです。むしろこれは中立的というか、歳出効率化はするべきである。しかし、それは歳出削減努力ではないわけです。だからこれは明らかに影響を与える可能性があるのですけれども。

【諸富小委員長】 前回、小林先生がここをおっしゃったのはたしか、東京都の観点から大都市に不利な算定方法自体をきちんとしたものに改めるべきだということをちゃんとやっていかなければいけないと議論したときに、それをやっていたときに交付税の中立性がゆがむようなことにはなっていないので、中立性の担保が必要だということをここに入れましょうという文脈でおっしゃった気がするのです。

【小林委員】 そうですね。私はそういうつもりで言って、それがだから正確な捕捉を求めようとする、実際に幾ら支出が発生したからとか、幾ら使ったからということが基礎に置かれて基準財政需要に反映されるとすると、使った分だけもらえることになるのですけれども、ただ、東京都に関しては不交付団体なので、そのような算定を仮にされたとしても、それ自体が財政運営に影響を与えないかもしれないのですが、一般論としては基準財政需要にそのような入れ方をするのは望ましくない。なので中立性に配慮しつつ、要するに直接のインセンティブを与えないような形での指標を入れるように考慮すべきであるという意味合いなのですけれども。

【諸富小委員長】 ということなのですが、どうでしょう。

【金井委員】 それはわかります。

【諸富小委員長】 という文脈でいくと、表現としてはどうしたらいいでしょうか。

【金井委員】 単に東京都が支出しているから、それをそのまま基準財政需要に入れるというのはおかしいだろうというのはそのとおりで、一方で高齢化に関して財政需要についてちゃんと見積もっているのかという意味で、精度を高めるということですね。

【諸富小委員長】 と議論をすれば、この場ではわかるにしても、都民の方が読むと。

【金井委員】 このままではわかりにくいですね。

【高端委員】 ここは基本的には基準財政需要の話です。であれば「地方交付税制度の」ではなくて「基準財政需要の算定の」にして、中立性という表現でもいいとは思いますが、多分、伝統的には小林委員がおっしゃっているような意味での中立性を「客観的」かつ「合理的」というような言葉で、地方交付税、基準財政需要額算定については表現されてきたと思うのです。そうすると例えば基準財政需要額算定の客観性や合理性という基本を守りつつ、その精度を高めるという書き方にすると、多少、具体的に気はいたします。

【小林委員】 確かにそのほうが意味は通じやすいですね。私がよく中立性と言うのは、何で客観性を重視するのかと言うと、というところで出てくるような話なので、そこまでいくと説明が必要になってしまうのですけれども、客観性という言葉で置きかえていただければ、より直接的に伝わるかなと思います。一般の人にまで伝わるかどうかはわからないのですけれども。

【諸富小委員長】 「基準財政需要額算定の客観性と合理性を担保しつつ、その精度を高める改革こそ重要である」みたいな感じですか。

【高端委員】 担保しつつというのか、原則を重視するというか、そのような表現かなという気がします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そのような形でここはしてもよろしいですかね。

では、ほかのポイントでも構いませんので、いかがでしょうか。

【吉村委員】 単に事実の確認で、50ページの下から2つ目のボツのところまでで営自格差について言及があるのですけれども、営自格差って当分の間とされているのでしたっけというのが確認なのですけれども。

【諸富小委員長】 これ多分、法令上どこかに表現があるのではないのでしょうか。今、私どもで確認できないのですが、これ事務局で今わかりますか。それとも今わからなければまた調べていただけますか。

【波戸税制調査課長】 後ほど回答させていただきます。

【諸富小委員長】 ほかにございますでしょうか。大体いいですか。

特段の御意見がこれ以上なければ、これにて議論を収束させたいと思いますが、よろしいですか。

どうもありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、案文の修正を行いたいと思いま

す。修正につきましては会長と私にお任せいただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。皆様の御了解をいただきましたので、修正を行った上で答申案として総会の審議にかけさせていただきます。

【池上会長】 もう一つ、ちょっと言い忘れていました。従来から答申には「はじめに」という序文がついているのですが、今の段階ではここについておりませんので、これについては私にお任せいただきたいと思います。総会のとくに提案をさせていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これもちまして第5回小委員会を閉会とさせていただきます。どうもお疲れさまです。

— 了 —